

制定日：2013年4月1日

改訂日：2014年8月1日

『企業活動と医療機関等との関係の透明性に関する指針』

タカラベルモント株式会社（以下、当社）は、医療機器業界の一員として、当社の事業活動における医療機関等（*1）との関係の透明性及び信頼性を確保することにより、医学・医療工学をはじめとするライフサイエンスの発展に寄与していること、及びその事業活動は高い倫理性を担保した上で行われていることについて広く理解を得るために、本指針に基づき、医療機関等への資金提供に関する情報を公開します。

1. 公開時期および方法

当社のホームページ等を通じて、前年度（4月1日から3月末日）の資金提供に関する情報を翌年度の適切かつ可能な時期に公開します。

2. 公開範囲及び内容

A. 研究開発費等

公的規制のもとで実施される各種試験、報告、調査等（臨床試験、治験、製造販売後臨床試験、不具合・感染症症例報告、製造販売後調査等）及び当社が独自に行う調査等の費用が含まれる。

- ① 共同研究費 ② 委託研究費 ③ 臨床試験費
- ④ 製造販売後臨床試験費 ⑤ 不具合・感染症症例報告費 ⑥ 製造販売後調査

B. 学術研究助成費

医療技術の学術振興や研究助成を目的として行われる奨学寄附金、一般寄付金、および学会等の会合開催を支援するための学会寄附金、学会共催費が含まれる。

- ① 奨学寄附金 ② 一般寄付金 ③ 学会寄附金 ④ 学会共催費

C. 原稿執筆料

当社医療機器の適正使用等に関する情報提供の為に講演や原稿執筆、コンサルティング等業務の依頼に関する費用が含まれる。

- ① 講師謝金 ② 原稿執筆料 ③ コンサルティング等業務委託費

D. 情報提供関連費

医療関係者に対する自社医療機器の適正使用、安全使用の為に必要な講演会、模擬実技指導、説明会等の費用が含まれる

- ① 講演会費
- ② 説明会費
- ③ 医学・工学関連文献等提供費

E. その他の費用

社会的儀礼としての接遇等の費用が含まれる

- ① 接遇等費用

(※1)「医療機関等」とは、日本国内における学会、大学医学部（附属病院）及び病院、診療所、歯科医院、技師会、研究会、スタディグループその他「医療とその研究開発治験」を行う施設及び医療に従事する者をいう。